

デイサービスセンターあじさいの里

指定基準型 通所サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ごまどう福祉会が運営するデイサービスセンターあじさいの里(以下「事業所」という。)が行う田上町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業(基準型通所サービス)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態等にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう田上町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業(基準型通所サービス)を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 通所介護事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、食事の提供、排せつ、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業所は他の事業から独立した事業所として位置づけ、人事、財務、物品等の管理については、管理者の責任において実施するものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、医療機関、関係市町村、その他保健・医療サービス又は福祉サービス事業者等との密接な連携を図り、協力と理解のもとに常に利用者の立場に立った総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 前各項のほか、「田上町介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要項」、その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 デイサービスセンターあじさいの里
- (2) 事業所の所在地 新潟県南蒲原郡田上町大字田上字横山 2987 番地 1

(事業者の資格)

第4条 当事業に従事することのできる者の資格は次のとおりとする。

- (1) 管理者
常勤の者とし、併設施設等の施設長と兼務
資格の定めはないが、職務を遂行する熱意と能力を有する者をもって充てるものとする。

(2) 生活相談員

社会福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、社会福祉主事とする。

(3) 看護職員

看護師、准看護師とする。

(4) 介護職員

資格の定めはない。

(5) 機能訓練指導員

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

- ① 事業所における従業者の管理、事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定通所介護等の事業の実施に関し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1人以上

- ① 指定通所介護の利用の申し込みに係る調整を行う。
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。
- ③ 基準型通所サービス個別計画の作成を行う。
- ④ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等との連携を図る。
- ⑤ 介護職員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況について情報を伝達する。
- ⑥ 介護職員等の業務の実施状況を把握する。
- ⑦ 介護職員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する。
- ⑧ 介護職員等に対する研修、技術指導等を実施する。
- ⑨ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する。

(3) 看護職員 1人以上

- ① 利用者に必要な医療的処置等を行う。

(4) 介護職員 3人以上

- ① 基準型通所サービスの提供を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

- ① 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(6) その他の職員

- ① 事業所が必要と認めた場合に置くことができるものとする。

(設備及び備品等)

第6条 事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに事業の提供に必要なその他の設備及び備品等

を備えなければならない。

- 2 前項の設備及び備品等は、利用者へのサービスの質の向上及び従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。
- 3 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。但し、1月1日は休業日とする。
 - (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。
 - (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分とする。
- 2 前項の営業時間については、利用者及びその家族の申出により必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用定員)

第8条 利用定員は、1日23人とする。

- 2 事業所は、利用定員を超えて事業の提供を行ってはならない。但し、災害その他の止むを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(事業内容)

第9条 提供する事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体介護に関すること。
 - ① 健康管理
 - ② 入浴、排せつ、食事、衣類着脱、移動、機能訓練等の介護
- (2) 送迎に関すること。
 - ① 送迎車による送迎
- (3) その他
 - ① 介護に関する相談、助言
 - ② 関係機関等との連携

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たり、利用者の留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 発熱等体調に変化が生じ、サービスの利用ができない場合は、事前に事業所の従業者に連絡するものとする。
- (2) 病状の急変時に備え、緊急連絡先を確保するものとする。
- (3) その他管理者において必要と認めた事項

(利用料その他の費用の額)

第11条 利用料は、田上町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める額とし、法定代理

受領サービスの場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- (1) 通常の事業実施地域以外の送迎に要する費用＝通常の実施地域の境界から 1kmを超えるごとに 10 円加算
- (2) 食 費 1 食＝544 円
- (3) 特別な食事(行事に合わせて提供)1 回 100 円
- (4) 日用品費 実 費
- (5) その他の利用料については、「通所介護重要事項説明書」記載のとおりとする。

又、これに該当しない事項については、あらかじめ利用料を設定し、文書より説明の上、同意を得、徴収するものとする。

3 前第 1 項及び第 2 項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

但し、第 2 項第 1 号及び第 2 号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとする。

4 第 2 項第 1 号及び第 2 号の額を変更するときは、あらかじめ、利用者又は家族に対して変更について、文書により説明し、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業を実施する地域は、田上町全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 13 条 事業所を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 事業所を利用する者は、事業所内において政治活動、宗教活動を行ってはならない。
- (2) 事業所を利用する者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (3) 利用者は、この運営規程の定めるところにより、指導及び調査等に従わなければならない。
- (4) その他管理者において必要と認めた事項

(非常災害対策)

第14条 事業所は、事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は田上町、地域の保健・医療・福祉サービスセンター等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の事故について、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければなら

ない。

- 3 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（緊急時の対応）

第16条 従業者は、事業の提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医、管理者、当該利用者の家族等に連絡しなければならない。

- 2 報告を受けた管理者は、従業者と連携し、主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

第17条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医薬用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び、まん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及び、まん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（苦情処理）

第18条 事業所は、提供した事業に対する利用者又は、その家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業所は、自ら提供した事業に対する利用者等からの苦情に関し、田上町や新潟県国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、又、助言を受けた場合は、当該指導、助言に従って適切な改善を行わなければならない。
- 4 事業所は、田上町等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告しなければならない。

（記録の整備）

第19条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 介護予防通所型サービス計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等への記録
 - (3) 田上町等への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(秘密の保持)

第20条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記しておかなければならない。

3 事業所は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得ておかなければならない。

(暴力団の排除)

第21条 事業所は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3条に規定する基本理念に則り、暴力団又は暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第22条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について介護員等に周知徹底を図る。

(3) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

(4) 利用書及びその家族からの苦情処理体制の整備

(5) その他虐待防止のために必要な措置

(6) (1)～(5)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者及び養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第23条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2. 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(従業員の研修)

第24条 事業者は、全ての従業者に対し、従業者の資質の向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内に実施

(2) 継続研修 年に2回以上実施

2. 事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 8 月 1 日 改 定

令和 4 年 7 月 1 日 改 定

令和 5 年 7 月 1 日 改 定

令和 6 年 4 月 1 日 改 定